

6.15.3 評価

6.15.3.1 工事の実施

1) 環境影響の回避・低減に係る評価

(1)環境保全措置

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

・伐採樹木については、事業実施区域内でチップ化し、マルチング材等に可能な限り利用する。

建設工事に伴う副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設リサイクル法」に基づき適正に処理し、環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

(2)環境影響の回避・低減の検討

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、建設工事に伴う副産物については、伐採樹木は、事業実施区域内で大部分をチップ化し、赤土等流出防止のためのマルチング材等に利用し、現場内利用がされなかったチップ化処理された一部や伐採樹木については、堆肥化施設、またはリサイクルプラントに時期を調整した上で搬出すること、除去表土については、リサイクルプラントにて可能な限り有価物として分別した後に最終処分することから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。

2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

(1)環境保全の基準又は目標

建設工事に伴う副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設リサイクル法」に基づき適正に処理することを環境保全の基準又は目標とした。

(2)環境保全の基準又は目標との整合性

建設工事に伴う副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設リサイクル法」に基づき適正に処理することから、環境保全の基準又は目標との整合性は図られているものと評価した。